

(企画部、総務部、財務部、競輪事業部、消防本部、教育委員会 入室)

午前10時04分

1 付託審査事件

○委員長(工藤 恵美) おはようございます。

開会前でございますが、紺谷委員が所用のため欠席いたしますのでお知らせいたします。

午前10時04分開議

○委員長(工藤 恵美) それでは、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

議題の確認でございますが、配付のとおり進めたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(工藤 恵美) 異議がありませんので、そのように進めさせていただきます。

1の付託事件審査でございますが、提出者の説明につきましては省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(工藤 恵美) 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

議案審査です。議案第16号平成24年度函館市一般会計補正予算中当委員会の付託部分、以下議案5件を一括議題といたします。御質疑ございませんか。はい、阿部委員。

○阿部 善一委員 それでは、二つ三つお聞きいたします。補正を見て幾つか気がついたところがあるんですけども。一つは、24年度決算見込みの調定額が1億6,300万円ちょっと差があるんですけども。調定で差があるということは、景気がよくなったのかあるいは悪くなったのか、これを見ると数字が多くなっているから多分、景気がよくなったのかなというような感じもするんですけど、しかしどういこうことで1億6,300万円も調定でこんなに差が出るのかなと、これをちょっとお聞きしたいです。

○財務部税務室長(須藤 智義) おはようございます。

このたびの調定額の増の主な理由でございますけれども、市民税のうち個人市民税におきまして株式譲渡所得の増などにより当初予算を上回る収入が見込まれます。また法人市民税におきましても、製造業での減はありますものの卸売・小売業や金融保険業等の税割分の収入が伸びましたことから、大体1億8,000万円の収入の増が見込まれます。また、一方で固定資産税、軽自動車税においてちょっと見込みを下回ったことなどから市税全体の補正額としては、1億5,700万円の増となったところでございます。以上でございます。

○阿部 善一委員 この決算見込みを見ますと随分、いろいろとまあ苦勞をされているなというのは、特に滞繰分が非常にふえたということもまず一つは出てきているんじゃないかなと思うんですが。一方では、また、例えば市税に関係しますとね、差し押さえだとかいろいろなこともあったんじゃないかというふうには思いますけれども、あれば件数と内訳をお知らせいただきたい。

○財務部税務室長(須藤 智義) 差し押さえの状況なんですけれども、平成20年度から取り組みを強化してきておりまして、もちろん租税負担能力のある方に限ってでございますけれども、そういういわゆる誠意のない滞納者の方に対しまして、19年度までは差し押さえは約400件程度でしたけれども23年度

決算では1,074件と1,000件を超しまして、24年度も2月末現在で1,198件の差し押さえを行ってきているところでございます。

その内訳ということですが、一番多いのが預貯金で800件ほど、そのほかに生命保険が194件、あとは不動産ですとか、給料の差し押さえ等も行っております。ただ、差し押さえした預貯金をすぐ解約するっていうんじゃないんで、あくまでも差し押さえをしてこちらに相談に来ていただきたいということが趣旨でございますので、差し押さえイコールすぐ換化して税に入れているということではございませんのでよろしく願いいたします。

○阿部 善一委員 この前も北海道ではないんですが、県で、北海道でいうところの道民税みたいなものですけども、その差し押さえみたいなやつをテレビでやってまして、なかなか巧妙に隠している、随分粘り強く、そして差し押さえまで。その後、どうなったかはテレビでは放映されてませんでしたけれども。その差し押さえした後の手続きというのは、次の段階はどういうふうにされてきたんですか。

○財務部税務室長（須藤 智義） 通常、まず督促状を送ったあとで催告書を送ります。まだ納めてませんよという催告書の形を大体3回ほどやります。そういう中で最後に差し押さえ予告書を出しているんですけども。そこまで結局、私どもとお話を持っていただけない方に対しまして差し押さえをするんですけども。さすがに差し押さえした後では電話等が来まして、私どもと面談をして、本当に納められない方であれば、例えば分納、分割して納めていただく、もしくは差し押さえした物をほかにないんで差し押さえした物を換価して市税に充当していただきたいというような形になろうかと思っております。以上でございます。

○阿部 善一委員 大変な作業があるし、嫌な思いもすることも多々あるんだろうとは思んですけどね。当然そうなると時効という問題も出てきますと思うんですけども。時効は税は5年でしたか。24年度分でいきますと時効になったものっていうのはあるんですか。

○財務部税務室長（須藤 智義） ちょっと数字はあれなんですけれども、昨年度、23年度決算ですと大体不納欠損3億5,000万円強から4億円くらいの間で、そのうちの時効分というと大体1億五、六千万円が時効ということになろうかと思っております。

○阿部 善一委員 今年度は、まだこれからということですか。大体、見込み的にはどれくらいになるようですか。見込みで結構です。

○財務部税務室長（須藤 智義） 大体、今年も不納欠損3億円ちょっとの予定で今見ておりますので、ほぼ同じ分が何もできないまま時効で流れて5年で済んでしまうと。それ以外の額につきましては経済状況が悪いまま3年間たつて時効になると、滞納処分として落とすと、そういうものも含めまして不納欠損が3億五、六千万円ですけども、単純に5年時効で落とせばならないものは大体1億五、六千万円かなというように押さえております。以上でございます。

○阿部 善一委員 大体、毎年それくらい、滞納分で解消した分が一方では時効で不能欠損ということで処理しなければならないということですが。当然、時効という問題、そうすると時効の中断が成立するかしないかという問題がある。よく督促状を出していれば時効は中断しないとか、いやそうじゃないとか、相手が払う意思を表明したときに時効が中断するんだと。一方的行為なのか、あるいは双方が確認された時点で時効の中断となるのか、この税の場合はどういうふうなんでしょうか。

○財務部税務室長（須藤 智義） 税につきましては、時効の援用の規定は該当いたしませんので、私どもの差し押さえをしている間は時効が中断されているということで御理解いただきたいと思います。

○阿部 善一委員 そうするとあくまでも差し押さえしなければ時効の手続きはとれないということなんだね。非常に今、景気も悪いし、ただやっぱり問題はどうしてもいろんな状況で事業がうまくいかないという方はたくさんおられるだろうし、問題は払える能力がありながらそれを怠っているというのはやっぱりきちんと対処していただきたいなというふうに思いますね。それはこれとして終わります。

次にずっと問題を投げかけております競輪の問題ですけれども、今年の補正予算を見ますとやっぱり約3億9,000万円くらいの収入減でした。それくらいになると思うんですが。期待した大きな競輪があったわけですね。函館の競輪の場合は4年に1回大きな競輪をやって、そこで一定程度の収益をためて、そしてそれを取り崩して、なくなった頃にまた4年ごとに大きな競輪が来て、そこでまた何とかやりくりをできたということが函館競輪の特質なんですけれども。3億2,000万円くらいの減収ですけれども、このことについてはどういうふうに分析をされて議会に報告するとしたらどういう報告になるんですか。

○競輪事業部長（澤田 寛之） 今、御指摘のとおり、前は大きな競輪をやって、G Iクラスの競輪をやって、その上がりで普通競輪の赤字の穴埋めをしたということでこれまでできていたんですけれども、最近はそのような傾向がなくなりまして売上げも減少してきていると。それから昔はG Iの競輪をやると200億円以上の売上げがあったということですが、今回はG Iを開催しまして103億円ということで売上げがかなり低いと。それに伴って経費もかかるということで、収益ってというのはあまり見込めないということが最近の競輪の状況でございます。それからそれに伴いまして、普通競輪の売上げが全国的に低迷しているということで今回はG Iは一応予算よりは3億円ふえましたけれども、普通競輪が予算よりも約7億円売上げが落ちたということで、普通競輪の売上げが落ちたというのは全国的な傾向という部分もあるんですけれども、やはり平成24年度は景気の部分もありまして、非常に売上げが低迷したということで今回の補正の額になったということで御理解していただきたいと思います。以上です。

○阿部 善一委員 ずっとこの競輪問題っていろいろあって、そして直轄から指定管理者制度に移行して、そうすれば何とか赤字になってでも繰上充用をしなくても済むんじゃないかとかいろいろ議論があったわけなんですけれども。そういう状況になると指定管理者制度にしたわけなんですけれども、このことにどう、今後影響があるのかないのかと気になる場所ですけれども、そこはそういうふうに捉えればよろしいんですか。

○競輪事業部長（澤田 寛之） 包括委託ということなんですけれども、包括委託でまず業務をほとんど移管したということで職員の削減ということでかなり、それでの効果という部分が多分あったということで、これは私どもも理解しております。だから今後も特に包括委託の率が動いているわけではないので、それは今後も継続していくのかなと思っております。ただ、最近の傾向を見ますと単年度赤字がそれほど大きくなっていない、かなり少なくなってきている傾向にはあります。その中で起債の償還もして、そして単年度赤字も若干残っているということに、そういう傾向があるということで、これからこの状況でいくと起債はどんどん減っていくと。ただその裏返しで累積も若干ずつはふえていくんですけれども、起債は毎年3億円ずつ減らしていっていると。今年度返すと約13億円が残ると、来年度返

すと10億円台に減るということで、あと5年間の起債がありますけども、それを我慢して単年度の赤字を少しでも少なくしていくと。それ以降については累積赤字も返済していくということで、いい傾向にはなるのかなというふうに今、考えてはおります。ただ、それは売り上げが今後極端に少なくならないという前提になろうかなという気はしております。以上です。

○阿部 善一委員 ちょっときょうは持ってきてませんが、今年度、24年度であと起債の額は幾らで、それと累積は幾らになりますか。

○競輪事業部長（澤田 寛之） 起債の残高が平成24年度返却後13億2,000万円です。それから今の累積赤字が6億円です。以上です。

○阿部 善一委員 とにかく起債の償還約3億円が非常に大きな負担になっている。それからもう一つはずっとこれは懸案事項になっていますけれども、例の上納金ですよね、上部団体に対する。これも一部は改正されたものの、しかし大きな負担であることは間違いないわけですし。この上納金の扱いについて今どんな状況になってますか。

○競輪事業部長（澤田 寛之） JKAに対する交付金ですが、去年の4月に法律改正されて、今1.9%になっております。それ以上は今動かない状況にありますので多分しばらくの間は1.9%という状況になるものと思います。以上です。

○阿部 善一委員 それで24年度は1.9%ですか。これを納めてるんですか。その額は幾らになりますか。

○競輪事業部長（澤田 寛之） トータルで3億5,000万円くらいになります。

○阿部 善一委員 これは全国の競輪都市からもずっと本部に対して要請をしていたわけですね。減らしてくれとか、なくしてくれとかということになってますけれども。その全国競輪都市、開催地からの要請に対して今の1.9が上限で、それでもう解決するということか、それともまだ継続的にそういうものについては要請行動していこうという確認になっているのか。どちらですか、今。

○競輪事業部長（澤田 寛之） 1.9%以上につきましては、一応、施行者の間ではそれ以上減らしてくれという声があります。ただその声は、今1.9に変わったばかりですんでまだ集約されてないです。ただ、今後はいろんな団体を通じまして、そういう要請行動していこうじゃないかという話はございます。ただ、まだまとまっておられません。以上です。

○阿部 善一委員 随分、一時、全国競輪都市でも問題になって、私も何回か本部等々に要請行動したことはありますけども。なかなか牙城がかたくて、彼らもそれをなくすれば自分の椅子がなくなるもんだから全くそういう状況なんで、理屈に合わないことをいろいろと要請行動に行けば言われてくるわけですが、全国的になかなか一本になってないというところの原因とか要因は何ですか。

○競輪事業部長（澤田 寛之） 要請行動はおととしに、平成23年に全国の議長会も通じてやってきました。ただ、その後24年4月に法律改正されたということで、その後はまだ新たな要請行動をしようという動きはないです。ただ内部ではブツブツっていうそういう話は出ているというそういう状況です。

○阿部 善一委員 ブツブツ程度だと。やっぱり心配されるのは全国の競輪で黒字になっているところはそんなにないわけですし、これから景気がよくなるかどうかはわかりませんが、売り上げがふえて、そして赤字解消に結びつけばいいんですけども。そういくかどうかはこれから社会の経済状況と

も密接不可分な関係にありますので、いずれにしてもあと起債が13億2,000万円、累積赤字が6億円、何とかこれを返せば一息つくなという思いは私もしているんですけども。いろいろと御苦勞があると思えますけれども、その解消に向けて努力していただきたいなということをお願いしまして終わります。

○委員長(工藤 恵美) はい。次に御質疑ございませんか。はい、板倉委員。

○板倉 一幸委員 まず、歳入からお聞きをしたいというふうに思いますが、今回出されています補正予算の中で航空機の燃料譲与税ですが、当初予算2,770万円ですよね。これが1億3,142万5,000円とかなり増額になっているわけですが、昨年の決算を見ましたら確か2,738万円ぐらいだったというふうに思うんですが、これがこれだけふえたその理由というのはまず何でしょうか。

○財務部長(大竹 教雄) 23年度と比べまして航空機燃料譲与税がふえた原因なんですけども、端的に言いますと機材が大型化されたということで、23年度と比べまして24年度は機材が大型化されたということで、それに伴って歳入額がふえたということでございます。

○板倉 一幸委員 1億円ですから、結構大きな収入増ということになるんですけども。今後そうすると、あまり深くは補正予算ですから聞きませんが、こういった基調でいけるというふうに見えていいんでしょうかね。

○財務部長(大竹 教雄) 基本的に機材縮小がない限り、一度何か、函館便が極端に減って機材が小型化という報道がもしなされたとすればそれに伴って航空機燃料譲与税も下がるんですけども、今そういったお話を聞いておりませんので維持できるのではないかなと現状では思っております。

○板倉 一幸委員 そうですか、わかりました。今月31日から今度伊丹便も就航すると、こういうことから、少しこの辺のところも頑張って収入をふやしていく努力も一方ではしなきゃなんないんだろうというふうに思います。

それからもう3月ですから、大分決算に近づいてきた額だというふうに思うんですが、寄付金のふるさと納税を含めた一般寄付金が139万2,000円というふうになっておりますが、この内訳は一般寄付金とふるさと納税分とどういう数字になっているんでしょうか。

○財務部財政課長(川村 義浩) 寄付金の増額分の内訳ということでございますが、139万円のうちふるさと納税の、いわゆる一般分といいますか、函館市全体を応援したいと言ってる部分についてが120万8,000円と、残りの部分につきましては通常のふるさと納税ではない寄付金という形になっております。以上でございます。

○板倉 一幸委員 昨年の決算でふるさと納税分が確か282万円でしたね。ぐらいだったんじゃないかなと思うんですが。これはどうですか、この後決算までの間にもう少しふえていくっていう見込みは持てるんでしょうか、ふるさと納税は。

○財務部長(大竹 教雄) 二つの課に分かれておりますもので今、お話を聞いておりましたが。今の流れで行きますと昨年並みくらいは確保できるものと思っております。で、これ、大口がボンと入ると決算額が急に膨らむこともございますので、これから月末までに大口があるかどうかはわかりませんが、今時点では同じくらいだというふうに思っております。

○板倉 一幸委員 これも、今部長がおっしゃったように大口分があるとボンとふえるわけですから、少しそういうふるさとにそういった応援をしてもらおうというような意味も含めて、ふるさと納税が収入

増になれるようにお願いをしたいなというふうに思います。

それから次、この消防費なんですけど、これ財務にかかわることなのかもわかんないんですけども、補正予算で旧東消防署鍛冶出張所解体費っていう1,176万3,000円の減額補正が出てるんですけど、その理由をまずお聞かせいただきたいです。

○**財務部長（大竹 教雄）** 消防費に計上しております旧鍛冶出張所の解体経費につきましては、土地の売り払いの関係なものですから私のほうから答弁させていただきますが、当初予算時点では鍛冶消防署の敷地を建物を解体して売却するという予定で予算計上いたしました。で、いろいろ解体費の積算をしていく中で一部建物の耐用年数が残っておりまして、結果的に解体しないで建物つきで売却したほうが市にとってメリットがあるのではないかということで、要は残存価値のあるものまで解体する必要があるのかどうかを検討した結果、残存価値のあるものはあるものとして建物の価値と、それから土地の価値を足し算して売ったほうが市の歳入のためになるのではないかということで、最終的には解体をしないで公募して売却をすることとしたもので、結果的に解体費が不用になったということでございます。

○**板倉 一幸委員** それはよくあることなんでしょうか。当初予算で計上したということはそういう考えでやるということ、要は今のお話ですと耐用年数が残って、一部残ってるものがあるというようなお話でしたけれども、当初解体をして土地を売るというそういう考えを決めたときにそういったことはわからなかったというか、そうすべきだというふうな判断にはならなかったということなんでしょうか。

○**財務部長（大竹 教雄）** 結果的には板倉委員おっしゃるとおりでございます。

○**板倉 一幸委員** ところでもう売却は終わりましたよね。今、住宅会社、ハウスメーカーがそこに家を建てるということで建築が始まったようですけども。ところで売却の、売り払い収入というかそれはどこに出てくるんでしょうか。

○**財務部長（大竹 教雄）** 今回の補正ではございませんで、売った額は約2,000万円でございます。補正には入っておりません。

○**板倉 一幸委員** 解体費の減額補正は出るけども売却の収入は今回の補正に出てこない。これは時系列でいくと最後でなければ出てこないということなんでしょうか。

○**財務部長（大竹 教雄）** 売却益につきましては当初予算で見込んでおりますので、補正ではなくて結果的に解体費が不用になったことだけが今回の補正に出ております。

○**板倉 一幸委員** わかりました。ただ、先ほど申し上げた解体込みで売却をすべきものなのか、そうではなくて解体を込みで売却すべきものなのかというところはやっぱり精査をして予算に計上をするというのが筋だというふうに思いますので、そこはよろしくお願いをしたいというふうに思います。

次、公共事業の前倒し、24年度の補正予算にかかわってなんですけど、今回出てるのはほとんど教育の関係をやるものなんですけど、以前説明をお聞きをしたときに公共事業の前倒しで9億1,180万円というふうになっておりまして、そのうち財源として国庫補助が3億694万円で、市債が6億460万円というふうにお聞きをいたしましたけど、この公共事業の前倒し、9億何がしかの市の実質的な負担額というのはどのくらいになるんでしょうか。

○**財務部財政課長（川村 義浩）** 補正の予算の話でございますが、今お話あったのは追加で補正をさせていただいた分というふうに思います。この9億1,179万9,000円のうち、国の補助金が3億600万円と

いうことで、約3分の1の補助ということで、残りの3分の2につきましては、いわゆる地方債ということで起債になります。で、この6億400万円のうち、現時点では借金はしますが50%は交付税措置という形になってるものですから、この時点では約3億円程度の実質的な市の負担という形になってございます。ただ、この地方債につきましても、今回国のほうで計上しております元気交付金というのがございまして、これはまだどれくらい来るとかというのはちょっとわかりませんが、この地方債の6億円のうち7割から9割が財政力に応じて後ほどバックされるという形になってございますので、現時点の詳しい数字はちょっと言えませんが、それもさらにバックしてくるということになります。以上でございます。

○**板倉 一幸委員** 元気交付金で財政力に応じて7割から9割が戻ってくると、こういうことなんですね。今、市の財政力からいくと比較的高い戻りが考えられるというふうに考えていいんですか。

○**財務部財政課長（川村 義浩）** 財政力自体は確かに0.5を切って非常に悪い状況ですが、ただ全国的にこの財政力指数を、例えば1,800の自治体がこの交付金を活用するとすれば、1番から1,800番まで財政力を並べたときに、町村等も入るものですから、大体真ん中よりちょっと下くらいになるものですから、平均の約80%程度が返ってくるのかなということで現時点では考えております。以上でございます。

○**板倉 一幸委員** まあ8割くらいこの交付金で戻ってくるというような予定だと、こういうことですね、わかりました。

それでその中身の問題なんですけど、トイレの改修費、これは前倒し分では中部小学校、それから24年度の補正の中ではトイレの改修は高丘ですよ。で、北日吉と神山がそれぞれ減額の補正をしてるわけですが、学校のトイレの改修についてはいろいろと保護者の方、あるいは学校の関係者の方も含めていろいろと希望が出されているというふうに思うんですが、その優先順位のつけ方といいますか、どこを先にやっていくのかとこういうようなことはどういう基準でおやりになってるんでしょうか。

○**教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）** 学校トイレ改修事業の、その優先順位のつけ方ということになるわけですが、この学校トイレ改修事業は平成14年度から計画的に進めてきておりますけれども、やはりトイレの老朽度をまず最初に、優先順位の基準の一つにしようとして採用させていただいております。で、順次切りかえてきておりますけれどもあと10校、今の追加で補正をお願いしてる分を除きますとあと10校残っていることになりまして、これも順次早急に進めていく必要があるだろうというふうに思っております。で、学校からは洋式トイレの要望が子供たちからも多いわけですが、これにつきましては改修時点で学校から割合を洋式幾つ、和式幾つということで要望を聞いて設置をさせていただいていると。やはり衛生面のことがあって和式を希望される、まあ数は少ないですけどもゼロということではなくて、やっぱり和式も幾つかは設置の要望があるということで、100%洋式という要望ではないという状況にございます。以上です。

○**板倉 一幸委員** 老朽度によって順位を決めてるということですが、そうすると今回前倒しでやられる中部小学校のトイレは順番からいくと今の残ってる——これを入れると11校になるんでしょうか——その中で一番老朽度が高いということになるんでしょうか。そのことと、それから前倒し分ではない24年度の事業費補正の6,942万円、この内容はどのような内容になるんでしょうか、増額の補正の。

- 教育委員会生涯学習部施設課長（大島 由紀）** トイレ改修の基本的な順位なんですけど、高丘小学校が昭和51年に建設されております。で、中部小は52年。基本的には建設年次の古いものから改修しております。それと高丘小学校の工事の内容なんですけど、高丘小学校は、ちょっと細かい話になるんですけどトイレが縦に一系列なものですから、それを改修する場合に仮設のトイレをつくるっていうのが方法として考えられるんですけど、それですと仮設工事に相当な額を要するので、今、高丘小学校の場合は空き教室が縦に通るように、入れ替えも含めて検討して、で、教室をトイレに改修する、それと既存のトイレに関しては物入れにすると、そういう工事の内容になってます。以上です。
- 板倉 一幸委員** そうするとトイレの、細かいですからどうでもいいんですけど、トイレの位置を変えるということなんですね。そうすると、今の御説明だと高丘小学校、昭和51年、中部小学校、昭和52年ということですから、前に、ちょっときょう手元にありませんけれども、学校の再編計画のときに各学校の建築年次が全て出た一覧表をいただきましたから、あの一覧表を見ていくと大体改修をしていく順番がわかっていくというようなことになるんですよ。そう考えていいんでしょうか。
- 教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）** 基本的には古い学校からやっていくということですけども、耐震診断を今年度、今残ってる全ての学校をやってますが、耐震診断の結果によっては大規模に耐震改修しなければならないということが見込まれる学校もありますので、そういった学校についてはそのときに一緒にやったほうが効率的でないかといったようなものも、若干考慮しながらやってる部分がありますので、年次だけではない要素も加味しながら判断させていただいてるという部分はございます。以上です。
- 板倉 一幸委員** わかりました。きょうの議題ではないのであまり深く申し上げませんが、そうすると例えば今回の補正でのトイレの改修ですとか、屋体の暖房ですとか、校舎の耐震、それから学校の改修ですとか、そういうようなことが補正でも出されて、それから今、再編計画を進める、耐震工事もしてくと、こういうようなことをばらばらに、内部ではやってないでしょうけれども、見えるような形ではなくて、基本は再編計画ということになるんでしょうから、それに合わせてどういうような形でこれらをトータルして考えていくのか、進めていくのかということ、いずれそういったその計画というか、整理を一度していただきたいなど、こういうことをこれはお願いをしておきたいというふうに思います。
- それじゃあ最後になるかな、休日を定める条例のことについて、お伺いをしたいというふうに思いますが。まずは、その条例の改正をされる理由ですね、条例改正の理由は、休日を改めることとするためということしか書いてませんが、その本当の理由というか、なぜそうするのかということについて聞いておきたいと思います。
- 総務部長（上戸 慶一）** 年末年始の休日なんですけど、昭和62年に変更して以来、今の形を続けてきておりましたが、従前と違いまして近年は年始における民間企業ですとか、市民ですとか、それが動き出してるというか、デパートですとか、大型スーパーなんかでも早いうちからやっておられるということなんです。それから国や北海道なども休日を合わせるということで、市の業務の停滞がないようにとこういうようなことがあろうかと。それからこれまで数年間やってきた中で年末に比べて年始の需要というか——窓口に対するです——で、例えば住民票ですとか、税の証明ですとか、そういったものが年末

はほとんど、年間の平均的な件数に比べてかなり落ちてくるんですね。それが一方では、さっき言った近年の市民の年始に対する活動というか、需要というか、そういうのも相まって相当程度違ってます。具体的に言うと、例えば住民票ですと年末だともう100件、200件くらいの世界、多くても300件とかになるんですが、年始だと、初日だと、多いときだと900件くらいになると。そういうようなこともあって、今年度は臨時開庁ということで対応させていただいてると。いずれにしても、相当程度やっぱり年始のほうにウエートが来てるんだらうなということと、それから実態、どうしても事業系の部局、結構長いんですけども、やはり道ですとか国とかと業務日程を合わせないと、ずれたときの業務が、ほとんどないといえば変ですけども、非常にやりづらいといった面もあったかというふうに思います。いずれにしてもそういった理由から、今回変更させていただこうということで提案をさせていただいております。

○**板倉 一幸委員** 以前は国や道と休日のとり方が同じでしたよね。で、先ほどおっしゃったように、62年でしたか、年末年始の休日を変更をしたんですが、確かそのとき言われてたのは年末に金融機関がいてるときに、やはりそういった融資ですとかそういうようなものを含めて金融機関に提出をする書類が必要になるので、そういう需要が多いので年末を30日まで勤務をしてという、こういうようなお話があったかというふうに記憶をしてるんですけども、そういうような事情ですとか、その辺のところはどういうふうに変わってきた——まあ、変わってきたからずらそうと、こういうようなことになったんだらうというふうに思いますが、その辺のところはどうでしょうか。

○**総務部長（上戸 慶一）** ちょっと繰り返しになる部分もあるんですが、変更当時は、62年のときは確かにそういったようなことも含めて変更させていただこうということで変更させていただいたと。で、実態とすると、もうちょっと詳しく申し上げますと、平成22年、23年、24年の年末の戸籍住民課の証明書発行ということでトータルになるんですけども、例えば平成22年12月30日ですと113件なんですね。これが年間の平均の1日当たりの件数からすると24%でしかないということになります。それから23年度の12月30日でも133件で29%で、平成24年は29、30、31が土日にちょうどかかってたものですから、ちょっと変則になって28日で、それでも213件しかないと。で、一方では23年1月6日の日ですね、これで723件あるんです。それから24年1月6日ですと958件になると。それから25年では、この年はさっき言ったように臨時開庁を1月4日しましたんで、その1月4日分と休日を挟んだ月曜日の1月7日分、これを合わせると940件くらいにやはりなるんですね。いずれにしてもそういう市民の窓口ではありませんけども、市の行政に対するニーズと言いますか、そういったものが年始のほうにかなり相当程度シフトしてきてるんだらうというふうには思っていました。

○**板倉 一幸委員** 制度を変えたときから大分たってますから、そういう意味では社会のニーズと言いますか、住民の皆さんのニーズも変わってきてると、こういうことなのかもしれません。それでこの条例の施行なんですけれども、これを今年にしなければならぬ理由というのは何か取り立ててあるのかどうかということ——いや、もっと端的に申し上げたほうが良いというふうに思うんですが、現行制度でいきますと今年、平成25年の年末は新制度で、この新しく今改正をしようとする制度でいきますと12月28日が土曜日ですから勤務は27日までと、こういうことになりますよね。で、年明けの平成26年の1月は1月5日が日曜日ですから、3日まで休みだけでも4日土曜、5日日曜日ですから6日からの開庁と

ということになるんで、9日間ということになるんですね、この連休は。休みの期間が長いから悪いというふうに言ってるわけではありませんけれども。しかし、現行制度でいきますと12月30日までの勤務で、来年は、平成26年は1月6日開庁と、これは制度を変えようが変えまいが開庁の時期は同じということになるわけですよ。現行でいくと6日間の年末年始の休日なのに、この改正では9日間の休みになるということになるわけですよ。来年も同じだというふうに思います。平成26年の年末年始も現行でいくと12月31日から1月5日までですけども、新制度で、この条例改正でいきますと27から4日まで。5日から開庁すると、こういうようなことになるわけですよ。そうするとあえて今年条例改正をしなくても、来年でも再来年もいいんじゃないかというふうに思うんですが、その辺のところは何かとりたてて今でなければならぬという理由があるんでしょうか。

○**総務部長（上戸 慶一）** これまでも申し上げましたように、そういった時代の変化といいますか、そういったことで変えさせていただこうということで、結果的に確かに25年度については9連休という形になるかというふうには思います。ただ、来年からでなければならぬということはないんでしょうけれども、いずれにしても長いスパンで見ると何年かに一遍は必ず、どうしても6日間の休みをとりますから、どっちの形をとっても9連休という形が何回か続くといいますか、そういう結果になるわけで、そういった意味からすると、そういった状況を踏まえれば早くやったほうがいいだろうということなので今回の提案をさせていただいたと。ただいずれにしても、さっき言ったように来年、再来年だけではなくて、やはり9連休になる期間というか、そういう時期が何年かに1回来ますんで、そういったことに対しては当然ですけども市民のニーズに合わせた、臨時開庁になるかどうか形はちょっとありますけれども、そういった必要な対応はしていかなきゃならないというふうには思っておりますが、いずれにしてもこういった結果で、早くやれるものであれば早くやったほうがいいのではないかとこのふうには思っておりました。

○**板倉 一幸委員** その辺の理由がわかんない。いずれにしろニーズがあれば臨時開庁もしなきゃないというふうに――先ほど言ったように9日間休みになるからだめだということでは、必ずそれはカレンダーですからそういう続きがあると。しかしそういうときを狙って条例改正を――狙ってって言葉悪いでしょうかね――そういうタイミングで条例改正をしなくてもいいんじゃないかと。今年しなければ、条例改正を今しないほうが市民にとっては利便性は高いというか、決してニーズを妨げるものではありませんし、開庁してる期間というのは長いわけですから、あえて長い休みになるその年に条例改正をすると、こういうことをしなくてもいいんでないかと考えるのが普通一般的だというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○**総務部長（上戸 慶一）** 先ほど言いましたように、ねばならないということではないんですけども、これまでの状況を踏まえれば変更する必要があるだろうし、それについては今からやるのが、それほど大きな支障にはならないのではないかなというふうには考えておりますけれども。いずれにしても、繰り返しになりますけども何年に1回来るわけで、そうしたことを踏まえれば大きな問題はないといえますか、できるだけ早くやることのほうが市民の周知ということも踏まえていいのではないかとこのふうには思っております。

○**板倉 一幸委員** いや、まあ繰り返し、後で条例案に対する態度をどうするかというのは会派で考えな

ければならないことですが、言っただけでも、何年かに1回9日間だとか8日間だとか、休日がふえるということを別に取り立てて悪いというふうに申し上げてるわけではなくて、市民の利便性を考えて年末年始の休日を変更しようと、こういうふうな考えで提案をされてるんだとしたら、あえて休日がふえる年に改正をするというのは理にかなってないんじゃないかと、こういうふうに思うのが一般的だというふうに思うんですが、その辺のところは何度やりとりしても変わらないんでしょうかね。

○**総務部長（上戸 慶一）** 来年度単年度でまず考えますと、確かに30日というのは——12月30日がいいんですね——休日になるかならないかということになるかなというふうに思ってるんですが、これまでも言いましたように、年末の30日なら相当程度やっぱりそういう要望というのは低いことがございます。それから一方では、これは国、道との関係ですけれども、やはり事業系、例えば建設経済ですとかそういった部局、これはどうしても国ですとか道とかとの連携した業務といいますか、そういったものもございます。私もそういう経験が長いんですけども、やはりその間というのはほとんど業務としては、確かに12月30日とかになるとほとんどないような状態になるんですね。そうすると来年度を見ても、例えば現在の状況でやると30日は全員が当然出勤、休みじゃないので出勤ということになるわけですが、確かに内部の都合といえば内部の都合なのかもしれませんが、いずれにしても市民対応を考えた時には制度として変更することが必要だと思っておりますし、それから来年度については確かに30日の市民の部分というのはありますけれどもそれが少ないこと、それに対しては一定程度の対応が可能なこと、それから役所全体の業務運営を考えた場合にはやはり国、道と合わせる、今から国に合わせる必要があるのではないかというふうには思っておりました。

○**板倉 一幸委員** 年末は、部長おっしゃったとおりだと仮定を——仮定をというか——だとして、年始は1月5日なんです、どっちにしても。現行制度でやろうが、条例改正してやろうが、開庁日は1月6日なんです。5日まで休みなんです。何も変わらないんですよ。それだと説明に合わないことになるでしょ。年始は6日からなんですから、どっちにしろ。そうすると条例を今変えなくたって別に、変えても変えなくても開庁日が一緒だったら何も変える必要がないでしょうっていうことを私は申し上げてるんですよ。ただ日数だけふえるというだけで。いや、年末の需要が少ないというのはわかります。わかりますというか、わかったとしてもですよ。わかったとしても、年始はどちらの制度でも開庁日が一緒ということなんですから、それでは今言った説明だけでは理由がつかないでしょと、こう申し上げてるんですよ。まあ、これ以上申し上げても先になかなか進んだ答弁が来ないというふうに思いますから。あればお答えいただきたいと思いますが、同時にこれは企業局と病院局はどういうふうになるんでしょうか。

○**総務部長（上戸 慶一）** 企業局におきましては、それぞれが決めることになるんですけども、病院局についてはこれまでどおりの対応をさせていただきたいと。それは五稜郭病院ですとか、中央病院ですとか、そういった大きな病院同士の関係があるようで、詳しいことはあれなんですけれども、従前どおりにやらせてほしいということで聞いてございました。それから企業局のほうについては、企業局のほうで市と合わせるというようなことで聞いてございました。

○**板倉 一幸委員** それで、特に開庁日が6日にどっちにしてもなるということに対するコメントはないんですかね。ところでそのことと、それから6日開庁になるわけですけれども、そうすると来年の1月

は今おっしゃったように4日から開庁ではなく6から開庁ということになるわけですから、臨時的な窓口を開設をすると、こういうことにやはりなるのでしょうか。

○**総務部長（上戸 慶一）** 25年度のかどうか、1月6日のことですよ。1月6日が月曜日になりますので、当然ですけども御用始めということで、仕事始めということで開庁することになるわけですが、その前日の4日、5日が土日になりますので、基本的には今年度の1月4日にも臨時開庁させていただいてるんですが、それはあくまでも平日金曜日だということもあって臨時開庁をさせていただいてると。基本的には土日は民間のお休みといいますか、基本的にはそうなので、それに対して窓口を開ける必要性がどこまであるのかなというような気はしてございます。これまでも基本的に土日は休んでおりますし、9日休みの中でも土日は休日にしてますので、ですから今回この休日の期間を変更する場合、しない場合にあっては土日ですので、そこについては臨時開庁の必要はないのではないかとこのふうには思っております。

○**板倉 一幸委員** そうですか。いろいろお話をしましたが、どうもやっぱりなかなかすとんと落ちるような説明がなかったなというふうに思うんですね。国もどうも来年は1月6日からですよ。だから、条例改正しちゃいけないということをお申し上げてるんじゃないかと、条例の施行日をいつにするのかと、こういうことをお申し上げてるんですよ。同じ日にちでやるんならあえて今でなくてもいい、来年でもいいし、来年も少し長くなるので再来年でもいいし。これはおっしゃったように国や道、あるいは年始の窓口の需要が多いということであれば、それで別に構わないんじゃないかというのが私の考えですが。これ以上申しませんが、さらに何か新たなお答えがあるのであればお聞きをしますけれど。

○**総務部長（上戸 慶一）** いずれにしても、ちょっと繰り返しになっちゃうんであれなんですけど、大変申しわけないんですが。来年の、先ほど言いました年末の30日、それから再来年については29、30が平日になるわけで、この29、30が平日にもかかわらず休みになるということもございまして。ですから、いずれにしても年末年始の市の休日、これを北海道、国と合わせようということで、その市民に対する周知といいますか、そういった面もあるかというふうには思いますし、これも繰り返しですが、何年に一遍か来る9日連休ということの対応は必要だと思っておりますが、それを避けるためにという、その施行日をずらすということの必要はないものではないかというふうには考えてございます。

○**板倉 一幸委員** いや、もうこれで、これ以上申し上げませんが。今提案をした理由がわからないと。合わせるのはいいです、合わせてやるというのは別に構いません。けども、それを今提案をしてこの定例会で可決をしなければならぬという理由はわからないというふうに申し上げてるんですよ。してもなくても同じだったら、別に何も急いで、あっ、してもなくても同じではない。来年の1月の開庁日が一緒というだけで、年末は変わるわけですから。だから、それをあえて今しなければならぬ理由が解せないなという個人的なそういう思いがあると、こういうことで質問させていただきました。答弁同じでしょうから、これ以上お答えをいただこうと思いませんけれども、そういうようなことでは、はい。では、終わります。

○**委員長（工藤 恵美）** 他に。斉藤委員。

○**斉藤 明男委員** 1点だけお伺いしますけれども。諸収入の貸付金収入ですね、マイナス26億円、こうなってますけれども。これは所管、歳出のほうを見ますと経済部のほうの管轄になるので、制度的なも

のは当委員会ではなかなか入っていけないのかなと、そういう解釈で委員長よろしいですね。

○委員長（工藤 恵美） ですね。

○斉藤 明男委員 そうですか、はい。これ26億円、逆に借りる人が少なかったと、そういうような解釈でよろしいのでしょうか。

○財務部長（大竹 教雄） 斉藤委員おっしゃるとおり、貸付額は用意してるんですけども、それが満度に満たなかったことによる補正を今回計上しているものでございます。

○斉藤 明男委員 そうしますと、資金需要というのはそのときによっていろんな差があるとは思いますが、過去3カ年くらいはおおむねこの程度の資金需要で済んでいたのかどうかその辺、財務でわかりますか。

○財務部長（大竹 教雄） 詳しい資料は持っておりませんが、毎年この時期に大体その程度の減額補正はさせていただいてるのが現状です。

○斉藤 明男委員 これは中小企業の金融対策の一般事業の貸付金、それから特定事業の貸付金、それから緊急貸付金と。どちらかという特定だとか緊急っていうのは今の経済情勢からいくと必要な事業かなとは思いますが、これもまた財務とは、はっきりとしたその内容というのはわからないと思うんですけども、当初の予算の査定といいますか、そういう中で果たしてそれだけの資金需要が過去3カ年同じような状況の中で、総額としてそれだけのものを設けていいのかどうか。補正対応もできるような気もするんですけども、その辺の考え方をちょっと伺いたいと思います。

○財務部長（大竹 教雄） これは中小企業の貸付金でございまして、万が一融資枠が枯渇しますと最大2カ月間補正を待たなければならないことになりますので、中小企業の方々のことを思えば資金枠はあったほうがいいということで、一定程度の額は確保してるというのが例年でございます。

○斉藤 明男委員 これ、あれでしょうか。商工会議所でやるとか、あと商工会、2商工会、その辺等の新年度に対する資金需要っていうのはあらかじめ聞きながらやってるのでしょうか。わかんないですか、そうですか。ある程度、資金需要ってのはすぐどうのこうのってことではないでしょうか。おおむね資金需要ってのは毎年くらいで各事業者ってのは判断はすると思うんですけども。一般的にみんなそうですよね。漁業にしても農業にしても、大体前の年に資金需要を把握しながら総額を決めるというような、そういう状況になると思う。あまりにも金額が大きいもんですから、ですから果たしてそういう予算の取り方っていうのはいいのかなと、こういうような感じがして聞いたわけです。詳しくは制度上の問題、経済建設になると思うんでこれ以上はちょっとできないと思いますんで、今後またこれを注意しながら見ていきたいと、こう思いますんでよろしくお願ひしたいと思います。終わります。

○委員長（工藤 恵美） 他に御質疑。はい、金澤委員。

○金澤 浩幸委員 ちょっと1点だけ確認したいんですけども。今回の校舎の耐震改修は青柳小学校、深堀小学校、亀田小学校、西中学校。これをまず優先した理由と耐震改修の順番の基本的な考え方を教えていただければ。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司） 今回補正でお願いしております4校の耐震改修につきましては、前倒しでということで25年度中に事業を完了する必要があるということになりまして、現時点で実施設計が終わったものが4校ございまして、それを全て工事をやらせていただくということで考えてお

ります。残る学校については、診断は今年度全て終わるわけですが、その中から必要に応じて実施設計を行い改修工事を行っていくということになりますので、実施設計が終わったものが4校しか現時点ではないのでそれをやらせていただくということです。

耐震の順番につきましては、今申しましたように診断が全て出た段階で基本的にはいわゆる I S 値の低いものから、危険性の高いものから順次行っていくという考えはありますけれども、一方で再編もございまして投資が無駄にならないような形で再編をにらみながら進めていく必要があるということで、これをどういうふうに調整していくかということにつきましては、診断結果がまとまった段階で教育委員会の中でももちろん整理しなければなりませんし、全庁的に協議をした上でお示しをさせていただきたいとこのように思っております。以上です。

○**金澤 浩幸委員** 耐震診断が全部終わったら、再度、我々にも I S 値も含めて全部教えていただけるという解釈でよろしいですね。

で、1点確認したいのが、稜雲中学校の体育館の改修ってのはもう終わったという判断でいいんですか。

○**教育委員会生涯学習部施設課長（大島 由紀）** 稜雲中学校の屋内運動場の耐震改修ですけど、終了しております。

○**金澤 浩幸委員** 稜雲中学校は再編計画の一番目に入ってくる場所でもあるんですけども、数値的には一番低い体育館ということでやられたと思いますので、これから出される耐震診断の結果、これをちょっと確認してもう一度再編についていろいろ、前回は話しさせていただきましたけど、建てかえもありじゃないかなって思ってますんで、そこら辺も含めてまた議論したいと思います。終わります。

○**委員長（工藤 恵美）** 他に御質疑ございますか。はい、小野沢委員。

○**小野沢 猛史委員** 国の緊急経済対策事業にかかわる補正で、ほとんど教育費が予算計上されたということなんですけど。この中で例えば屋内運動場暖房設備整備費について、平成24年度当初予算では何校、予算計上していたのかなど。あわせて25年度については何校、もう既に予算提案をされていますから、確か1校か、そんなもんじゃなかったかなという記憶があるので、確認しておきたいと思うんですけど。

○**教育委員会生涯学習部施設課長（大島 由紀）** 屋内運動場の暖房についてでございますが、24年度当初で港中学校の暖房設備を設置しています。これは10月に完成しております。24年度の追加で湯川小学校、鱒川小・中学校、本通小学校、本通中学校を補正で繰り越して25年度に施工します。で、残りが6校となっております。25年度当初は組んでおりませんで、繰り越した分で4校施工するという事になっております。以上です。

○**小野沢 猛史委員** 25年度の当初予算では1校も見込んでなかったと。それは予算査定をして、予算として確か私ども議会にも説明があったのは2月13日でしたか、その時点ではこの国の緊急経済対策があるのでそこでやればいんだと、やれるという見通しがあってゼロだったんですか。

○**生涯学習部長（種田 貴司）** 25年度の当初予算でできるだけ多くの学校の屋体改修、暖房をやりたかったものを国の緊急補正がありそうだったので、それは当初予算から24年度補正に前倒して計上をさせていただいたということですので、25年度の当初には組まれていないということになります。

- 小野沢 猛史委員** その経済緊急対策は必ず実施されるという見通しというのは確信的に持っておられたということでしょうか、必ずあると。だから当初予算には盛り込まないで、そのときに対応すればいいんだというような強い確信があったということですか。
- 教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）** 1月の末の時点で道教委のほうから前倒しの事業があれば要望をまとめてくれということがございましたので、これはいけそうだなという感触は持っておりましたが、正式には3月、今月の冒頭、2日か3日くらいだったと思いますが、内定の通知がまいりましたので今回、追加提案をさせていただいているということでございます。以上です。
- 小野沢 猛史委員** 中央の情勢っていうのは時々変わったり、1カ月だとかということなんで、私とすればやはり25年度に予定するものはあらかじめ予算に計上してというようなことで臨んでほしいなど。その後にそういった追加でっていったことがあったときに、それはそれで常日頃ウォーミングアップしていればいつでも対応できるということだと思えますよ。幸い見込みどおり済んだのでそれはそれでよかったのかなと思うんですけど。ちなみに平成24年度の当初予算のときにはどういう要望されましたか、この体育館の暖房に関しては。もともとスタート時点は平成何年でしたか。随分古い話になるので、いろいろ議論をしてやっぱり体育館の暖房は必要だという市もそういう認識、方針を変えていただいて予算をつけていただいたんですけど。いつかはちょっとはつきりしませんけど。最初は4校とかそのくらいのペースでずっとやってきたんですよ。それがいつの間にか体育館の暖房については随分、消極的になって1校とかペースダウンしてしまった。私はこれはぜひ優先的にやってほしいなと思っているので、教育委員会としてもっと積極的に予算要求、そういう姿勢で臨んでほしいなということを今言いたいわけですよ。どうですか。
- 教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）** 確かに屋体暖房始めた頃は4校とかやってたわけですけども、ここのところ2校とか1校とかっていうような形になってきてますけれども。今耐震改修のほうを何とか少しでも早くやりたいっていうことで、屋体暖房のほうはちょっとスピードダウンしているっていうのが現状ありまして、24年度につきましては当初から1校はやらしてほしいということで、港中学校の屋体暖房を24年度にやらせていただいたということでございます。やはり、あれもこれもやりたいことはいっぱいあるんではございますけれども、やっぱり耐震改修が当面最優先で取り組まなければならない課題だというふうに認識しているところでございます。
- 小野沢 猛史委員** いろいろやらなきゃならないことはたくさんあるという事情はわかりますけども、日頃私の印象ですけど、教育委員会は公家集団みたいでいつも遠慮がちだというふうに思っています。もっと積極的に要求するものはどんどん要求していくと強い姿勢で臨んでください。お願いいたします。
- 次に、これは総務部にかかわるのでしょうか。補正予算で嘱託職員の報酬減額による減というふうになってますが、これはどういう内容なのでしょうか。もう少し詳しく説明していただけますか。
- 総務部人事課長（鶴喰 誠）** 嘱託の報酬減の部分でございます。これは嘱託の欠員と、あと当初から24年度は3%の報酬の減額をしましたもんですから、当初はその3%を減額しない額で計上していたもんですから、その分の減という形になってございます。以上です。
- 小野沢 猛史委員** 3%減額した理由は何ですか。
- 総務部人事課長（鶴喰 誠）** 嘱託のほうの3%の減は職員のほうの削減の部分と合わせたということ

での3%の減でございます。職員の一番最低の1級、2級の職員が3%の減額をしたということでございまして、そこに合わせた今回3%ということでございます。

○**小野沢 猛史委員** 正職員が全体平均で5.5%減額というその減額に合わせて嘱託が、1級、2級相当というふうに言っているんでしょうか、そこの3%に合わせてということなんですね。そうですか。嘱託職員でいうのは、何年働いても報酬は上がる見込み、見通しはないと思うんですね。そういう意味でいくと正職員の毎年それなりにベースアップしていく、3年、5年、10年たてば全く違った状況になる、そういう職員と同列に扱ってということでもいいのかなっていうふうな疑問を感じています。ちょっと違うんじゃないかなと。ただでさえ昨今、正規と非正規の格差とか言われている中で実は正直言って気がつかなかった、今質問してああそうなんだと気がついたんですけど、そこはやっぱり考え方としては別でないかなというふうに思うんですけど、どうですか。

○**総務部長（上戸 慶一）** 先ほど人事課長のほうからお答えしましたように数字としては一般職の一、二級に合わせたということなんですが、基本的にまずは市の財政状況を踏まえれば、職員一丸となつてということで内部努力をしていこうということがスタンスでございました。そうした中で、一般職員の場合は労働組合等とのやりとりの中で平均5.5、それから25年度については6.5ということで進めさせていただいたということで、昨年度、嘱託職員については嘱臨労という団体になるんですけども、労働組合とやりとりをさせていただいて、さっき言った一、二級に合わせていただけるという合意をさせていただいたということでございます。25年度については、小野沢委員がおっしゃるようなこともあってというか、基本的には職員が5.5から6.5に下げましたけども、嘱託職員については3%のままでまたもう1年お願いするという合意をさせていただいています。ただ一方、うちの嘱託職員の給与の水準といたしますか、これについては全道の嘱託職員の給与水準からするとやはり若干ちょっと、若干というか相当程度高い水準にはなっている実態はございます。だから高いからといってということではなくて、今回についてはそういう市の財政状況を踏まえて、職員の一丸となつた努力ということでの組合交渉の結果というふうに捉まえていただければと思います。

○**小野沢 猛史委員** どうも私、やっぱり違和感を禁じ得ません。で、これちょっと先走った質問で発言しているのかどうか、委員長、だめだったら注意してください。再任用についても同様の扱いをすることになりますか。再任用職員についても減額ということになりますか。

○**総務部長（上戸 慶一）** 再任用については、当然一般職になりますので、一般職の一、二級と同じように3%が1%プラスで4%ということで25年度から対応させていただきます。

○**小野沢 猛史委員** 嘱託職員の減額については見直してほしいなというふうに思います。要望しておきます。

それで、次に地方交付税、1億6,200万円くらい減額補正になりました。この理由は何ですか。市税が伸びたからとかそういったこととの関連性があるんでしょうか。

○**財務部財政課長（川村 義浩）** 地方交付税の減額の理由ということでのお尋ねでございますが、まず基準財政需要額につきましてはほとんど、交付税は、基準財政需要額と基準財政収入額の差引きということになりますので、基準財政需要額ではほとんど変わらないような、総体では変わらないような需要の積算をさせていただいておりましたが、結果的に基準財政収入額、いわゆる今回市税も1億5,700

万円ほどの増額をさせていただきましたが、その分が、その分というわけではないんですが、その分のところで基準財政収入額がふえた部分が結果的に交付税が当初予算と比較して減額になった理由の大きな理由という形になってございます。基準財政需要額から収入額を差引いた数字が交付税の額になるものですから、差引く収入額のほうがふえたのでもらえる交付税が減ったというのが理由でございます。

○小野沢 猛史委員 地方交付税制度というのは地方の財源、再配分機能があって、今、財政課長がお述べになったとおり基準財政需要額があって、また一方で基準財政収入額というのがある差引きで計算される。一方で基準財政需要額そのものの額というのは変わってないというお話だったんですけど、大分前から地方交付税については国の多分財政需要が厳しいということで、この地方交付税交付金だけで賄えない分については地方に借金をさせて、後でその分は後年度交付税として措置するというような運用をずっとしてきたんでないかなと思うんですけど、そうするとこの臨時財政対策債が一方で3億3,400万円もふえてるといふところ辺はどんなふうに説明されるんですか。

○財務部財政課長（川村 義浩） 今回予算との比較で交付税のほうが約1億6,000万円くらい減額と。それから臨時財政対策債が3億3,400万円ほど増額ということで、結果的にこの差引き、臨時財政対策債も含めまして地方交付税等という表現をさせていただければ、1億7,000万円ほどふえてるといふ数字になってございます。で、この臨時財政対策債がふえてる理由といたしましては、国の今現在制度改革中でございまして、この臨時財政対策債の積算方法がどちらかというと財政力指数が悪い、いわゆる財政力が弱いところに多く配分されるような制度改革がございまして、その影響で約、当初予算よりも3億3,000万円ほどふえてるといふのが実態で、結果的になかなかそこまで当初予算を組む段階では読めなかった部分が若干ございまして、その部分が影響してるといふふうに考えております。

○小野沢 猛史委員 よくわからないから終わります。

○委員長（工藤 恵美） 他に御発言ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤 恵美） それでは質疑を終結いたします。ここで理事者は御退席ください。

（企画部、総務部、財務部、競輪事業部、消防本部、教育委員会 退室）

○委員長（工藤 恵美） それでは、これより各事件に対する協議を行っていきます。

それでは、議案第16号・・・。

○板倉 一幸委員 ちょっと会派の、今の質疑の内容で・・・。ちょっと5分くらい、はい。済みません。

○委員長（工藤 恵美） 休憩しますか。はい、わかりました。じゃあ5分程度休憩いたします。

午前11時37分休憩

午後0時05分再開

○委員長（工藤 恵美） お疲れさまです。このような時間帯ですが、休憩前に引き続き会議を開きます。

各事件に対する協議を行います。それでは議案第16号平成24年度函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分、以下議案5件について、順次各会派の賛否をお伺いいたします。

まず、市政クラブさん。

- 出村 勝彦委員 全議案賛成です。
- 委員長（工藤 恵美） 民主・市民ネットさん。
- 阿部 善一委員 議案16号、19号、マル。それから30号、三角継続。38、79、マル。
- 委員長（工藤 恵美） 公明党さん。
- 茂木 修委員 うちは全てマルです。
- 委員長（工藤 恵美） 市民クラブさん。
- 小野沢 猛史委員 同じです。
- 委員長（工藤 恵美） 全部マルか。
- 小野沢 猛史委員 はい。
- 委員長（工藤 恵美） 共産党さんがいないので、一通りお聞きしましたので、各会派の採決態度の確認をいたします。市政クラブさん、全部マル。民主・市民ネットさんは16、19号がマルで、30号が継続。そして、38、79がマル。公明党さんは全部マル。市民クラブさんも全部マルということでございますが、30号の函館市の休日を定める条例および職員の休日および休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定については、継続審査とのことでございますが、御意見が少数ですが、民主・市民ネットさん、いかがでしょうか。
- 阿部 善一委員 極めて、ですけども、ということであればマルとしてください。
- 委員長（工藤 恵美） はい、わかりました。
- それでは、これより各事件について順次採決をいたします。理事者をお願いします。
- （企画部、総務部、財務部、競輪事業部、消防本部、教育委員会 入室）
- 委員長（工藤 恵美） それでは、議案第16号平成24年度函館市一般会計補正予算中当委員会の付託部分、議案第19号平成24年度函館市自転車競走事業特別会計補正予算、議案第30号函館市の休日を定める条例および職員の休日および休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第38号函館市土地開発基金条例の一部改正について、および議案第79号平成24年度函館市一般会計補正予算の以上5件を一括して採決いたします。
- 各案は原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 委員長（工藤 恵美） 異議がありませんので、各案は原案のとおり可決をいたしました。
- ここで、理事者は御退席ください。
- （企画部、総務部、財務部、競輪事業部、消防本部、教育委員会 退室）
- 委員長（工藤 恵美） では、お諮りいたします。委員長の報告文につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 委員長（工藤 恵美） はい、ありがとうございます。異議がありませんので、そのように決定をいたしました。
- 以上をもちまして、本委員会に付託されました事件は全て議了いたしました。
-

2 調査事件

(1) 公共交通総合施策について

○委員長（工藤 恵美）

- ・ このような時間だが、続けたい。
- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、当委員会で要求していた資料が3月6日付けで提出されている。資料を御覧いただきたい。地域福祉バスやスクールバスの運行について、公共交通に対する国の補助制度について、公共交通の確保の方策についての3項目について、調査するという事で確認していた。
- ・ 理事者から説明を受けたいと思うが、いかがか。

○阿部 善一

- ・ 委員長、いらぬんじゃないか。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 説明が要らないという声があるが、いかがか。（「異議なし」の声あり）
- ・ それでは、理事者の説明を省略する。
- ・ 今後の進め方だが、企画部が行っている公共交通に関するアンケート調査の結果が閉会中に示される予定なので、継続調査としたいと思うが、よろしいか。（はい）
- ・ お諮りする。閉会中継続調査することに決定した本件については、先ほどの理由をもって議長に申し出たいと思う。これに御異議ないか。（「異議なし」の声あり）
- ・ 異議がないので、そのように決定した。
- ・ 議題終結宣言

(2) 防災対策について

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、津波避難計画（原案）に対するパブリックコメント手続きの結果を見据え、調査を継続することとしていた。本計画については、パブリックコメント実施結果による修正が非常に軽微であったこと、また、この計画に基づいて地域に対し、説明しながら地域ごとの避難計画の策定を促していくことや防災ハンドブック等を作成し市民に対し意識啓発を図っていくことなどを考えると正副としては、速やかな成案化が必要と判断した。成案については、2月28日に全議員に机上配付することで理事者と調整したところである。

今後についてだが、正副としては新年度に策定予定の災害時要援護者支援計画など個別案件については、その都度調査することとして、津波避難計画の成案を区切りに本件の調査は本日をもって終了したいと思うが、いかがか。（「異議なし」の声あり）

- ・ それでは、そのように確認して本件を終了する。

(3) その他

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 議題宣告
 - ・ 各委員から何か御発言あるか。（なし）
 - ・ 議題終結宣言
-

3 その他

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 議題宣告
- ・ 何か御発言あるか。（なし）
- ・ 散会宣言

午後0時14分閉会